

# お知らせ

## 相談

### 心配ごと相談所

2名の民生委員が相談をお受けします。

日常生活における心配ごと、悩みごと何でもかまいません。秘密は厳守いたしますので、お気軽にご利用ください。

なお予約制ではありませんので、直接お越しください。

とき 10月14日(火)  
午後1時半～3時半

ところ 町民会館 生活相談室  
問合せ先 社会福祉協議会  
TEL 851-2855  
(福祉課)

### 町民総合相談室

◇弁護士による法律相談

11月10日(月)

◇家庭問題情報センター相談員による家庭の悩みごと相談 (離婚・その他)

11月12日(水)

ところ 役場相談室(住民課)  
問合せ先 住民課人権推進室  
TEL 820-5604

◇相談を希望する人は、10月31日(金)までに、住民課人権推進室へ予約してください。

秘密は厳守します。なお、申込み状況により、受付ができない場合があります。ご了承ください。

(住民課人権推進室)

### お知らせ

### じん肺の所見がある方に発生した肺がんの労災補償

じん肺の所見がある方に発生した肺がんに関する労災補償制度や手続きについて詳細は、最寄の労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

また、厚生労働省広島労働局のホームページにも労災補償上の取扱いについて記載したリーフレットを掲載しておりますのでご覧ください。

問合せ先

TEL 221-9245

広島労働局労働基準部労災補償課  
<http://www.hirooudoukyoku.go.jp/>

(企画課)

### 税務課からお知らせ

10月31日は町県民税3期分の納期限です。また納税のお済みでない方は、役場又はお近くの金融機関で納税して

ください。

また、これまで収め忘れになっていた税金がありましたら、あわせて納税してください。

(税務課 TEL 820-5603)

### 「思わぬ災害、予期せぬ失業、しつかりサポート」 労働保険

10月は、労働保険適用促進月間です。

労働保険は、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭われた時、必要な保険給付を行うなど職場のみならずが安心して働けるようつくられた労働者福祉の制度です。

労働保険は、労働者を1人も雇用している事業主は、加入しなければならぬことになっていきます。

また、手続きをされていない事業主の方は、早急に手続きをして下さい。

問合せ先 広島労働局

TEL 221-9246

総務部労働保険徴収課  
<http://www.hirooudoukyoku.go.jp/> (企画課)

### 広島県最低賃金について

広島県の最低賃金は平成15年10月1日以降も時間額644円です。

なお、業種によっては、産業別最低賃金が適用される場合があります。

問合せ先

TEL 221-9244

広島労働局労働基準部賃金室  
TEL 221-2457

呉労働基準監督署  
TEL 0823-22-0005

(企画課)

### 不正軽油防止にご協力を 今月は「全国不正軽油撲滅強化月間」

自動車の燃料に使用される軽油には、軽油引取税がかかっています。

軽油に灯油などを混ぜた不正軽油の使用は、悪質な脱税行為であるのみならず、ディーゼル車の排気ガス中の有害物質を増加させるなど、環境汚染の原因にもなっています。

この不正軽油を追放・撲滅するため、県では燃料の採取

調査や聞取調査などを行って脱税業者の取締りを強化しています。調査の際には、この趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

また、市価と比較して著しく安い価格であるなど、不正軽油の疑いのある軽油の情報は随時県までお寄せください。

問合せ先 広島地域事務所  
事務局軽油調査課  
TEL 513-5361

広島県庁課税収納室  
TEL 513-2327

E-mail: soukazei@pref.hiroshi

ma.jp

### 募集

### 県営住宅入居者募集 (定期)

募集住宅

熊野町内の県営住宅のうち、新たに空家が生じた住宅

募集日

10月下旬

受付機関

広島県住宅供給公社

TEL 228-3297

※募集住宅について、詳しくは10月中旬に配布予定の申し

